

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成要領

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

目次

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について	1
2. 記入事項について	2
3. 産業廃棄物管理表交付等状況報告書の記入例	6
4. 提出先及び問い合わせ先	9
5. 留意事項	10
6. 電子マニフェストについて	11

別表1 日本標準産業分類一覧

別表2 産業廃棄物分類表

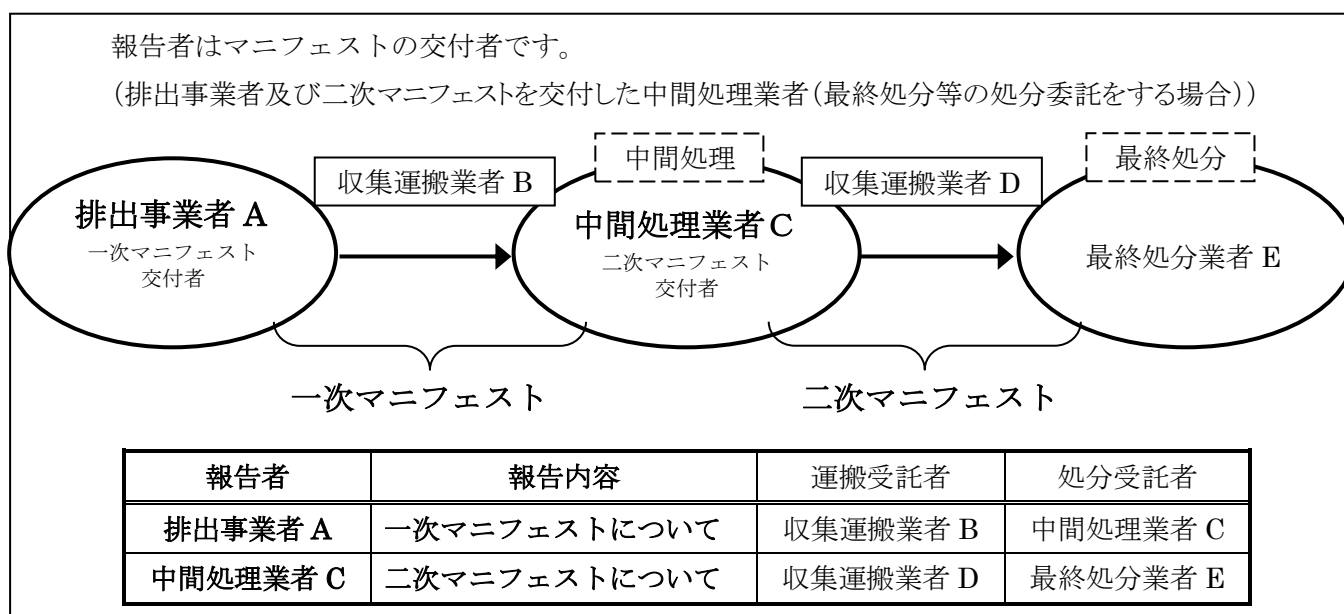
別表3 特別管理産業廃棄物分類表

別表4 産業廃棄物種類別換算係数表（参考値）

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

平成 20 年 4 月 1 日から、産業廃棄物を排出し、紙の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第 12 条の 3 第 7 項に基づき、毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間に交付したマニフェストに関する報告書（様式第 3 号）を事業場ごとに作成し、都道府県知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。（*）

なお、マニフェストには「紙」と「電子」がありますが、電子マニフェストを使用した分については、情報処理センターが集計し県知事（政令市長）に報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません。



○ 令和元年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の場合

報告対象 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の間に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者

提出期限 令和 2 年 6 月 30 日

提出書類 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第 3 号）

報告内容 産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、運搬受託者及び処分受託者の名称、運搬先と処分場所の住所、許可番号等

提出先 廃棄物の排出場所により提出先が異なります。9 頁をご参照下さい。

- 県知事(各県民局)宛… 兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市を除く）
で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合
- 各政令市長 宛 …………… 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市（各政令市所管地域）
で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

*行政報告の義務化について

以前、法第 12 条の 3 第 7 項の規定に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出が猶予されていましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正（平成 18 年 7 月 26 日付け環境省令第 23 号）されたため、平成 20 年 4 月 1 日から報告が必要となりました。

2. 記入事項について

① 報告者の住所	個人の場合は住民票記載住所、法人の場合は商業登記の（本社）住所を記入してください。
報告者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	個人の場合は個人の氏名、法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
電話番号	報告者の電話番号を記入してください。
② 事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。報告書は事業場ごとに作成し、提出してください。 *設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらを1事業場としてまとめて報告してください。 (例：トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等 *単発の工事は該当しません。工事現場ごとに作成して下さい。)
③ 事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の住所及び電話番号を記入してください。 *建設工事のように、産業廃棄物を排出した場所が一定の連絡先をもたない場合は、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を明記してください。
④ 業種	別表1の日本標準産業分類一覧から業種を選択し、コードと名称を記入してください。産業分類の詳細については総務省ホームページで確認してください。 (参考) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm *平成25年10月に日本標準産業分類が改訂されていますので、ご注意ください。
⑤ 番号	委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとにマニフェストを取りまとめ報告しなければなりません。番号は1から順に振ってください。 ただし、区間を分けて、2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。（記入例4参照）
⑥ 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類ごとに記載してください。交付したマニフェスト及び別表2、3の産業廃棄物分類表を参考に記入してください。 すべての産業廃棄物について記入が必要です。
⑦ 排出量（t）	委託した産業廃棄物の数量（単位トン）を記入してください。 *マニフェスト記載単位がキログラムの場合、単位をトンに換算して記入してください。1,000kg→1 t *排出量が容積（m ³ ）でしかわからない場合は別表4の換算係数表を使って換算することも可能です。別表4はあくまでも参考値で

	<p>すので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告してください。</p> <p><u>排出量 (t) = 廃棄物容積 (m³) × 換算係数 (t/m³)</u></p>
⑧ 管理票の交付枚数	<p>マニフェストの交付枚数を記入してください。</p> <p>(紙マニフェストの場合、複写式なので1セットで1枚と数える。*A票の枚数と考えてください。)</p>
⑨ 運搬受託者の許可番号	<p>産業廃棄物の運搬を委託した業者の許可番号を11桁で記入してください。廃棄物を積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみで構いません。(兵庫県管轄区域であれば許可番号は028から始まります。収集運搬委託契約書で必ず確認してください。)</p>
⑩ 運搬受託者の氏名又は名称	<p>産業廃棄物の運搬を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。</p> <p>ただし、自ら運搬する場合は「自己運搬」と記入してください。(記入例3参照)</p>
⑪ 運搬先の住所	<p>運搬先の住所を記入してください。</p> <p><u>(収集運搬業者の所在地ではなく、廃棄物の運搬先を記入します。マニフェストを確認してください。)</u></p> <p>このとき、同一事業者が積み替えを行う場合にあっては、最終運搬先(処分業者の事業場)の住所を記載してください。</p>
⑫ 処分受託者の許可番号	<p>処分受託業者の許可番号を11桁で記入してください。(処分委託契約書で必ず確認して下さい。)</p>
⑬ 処分受託者の氏名又は名称	<p>産業廃棄物の処分を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。</p>
⑭ 処分場所の住所	<p>処分場所の住所を記入してください。<u>ただし、運搬先と同じ場合は記入する必要はありません。</u></p>

産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式

兵庫県知事に報告する場合は下記の様式をお使い下さい。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)									
兵庫県知事 殿	令和 年 月 日								
報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) ①									
電話番号									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称	②	業種	④						
事業場の所在地	③	電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

①②③⑩⑪⑬については保管しているマニフェストから確認してください。

⑦⑧については廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者が同じ場合は集計し、合計値を記入してください。

⑨⑫については委託契約書及びそれに付帯する許可証の写しから確認してください。

⑤には連番を記入してください。

④については別表1から記入してください。

⑥についてはマニフェスト及び別表2、3から確認し記入してください。

⑭については運搬先と同じ場合は記入不要です。

複写式紙マニフェストの該当箇所（例示）

- A 票 排出事業者の控え
- B1 票 運搬業者の控え
- B2 票 運搬業者から排出事業者へ送付され、運搬終了を確認
- C1 票 処分業者の控え
- C2 票 処分業者から運搬業者へ送付され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者へ送付され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者へ送付され、最終処分終了を確認

産業廃棄物管理票							
交付年月日	令和 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名			
事業者	氏名又は名称		事業場	名称 ②			
	住所 〒	電話番号 ①		所在地 〒	電話番号 ③		
産業廃棄物	種類 ⑥		数量 ⑦	荷室			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）						
最終処分の場所	所在地						
運搬受託者	氏名又は名称 ⑩		運搬先の事業場	名称			
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号 ⑪		
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒			
	住所 〒	電話番号 ⑬		電話番号			
運搬の受託	<small>（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）</small>		受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	<small>（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）</small>		受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地						

⑦については単位をトンに換算して記入してください。
 ⑧（前頁参照）については左のような複写式紙マニフェストであれば、最終処分まで終了すると排出事業者はA、B2、D、Eの4枚を保管していることとなります。
 このセットで1枚と数えてください。
 基本的にはA票の枚数と考えてください。

（マニフェストに関する基本的事項）

- * 産業廃棄物は排出事業者自らが適正に処理することが原則です。
- * 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、マニフェストにより、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたか確認する義務があります。
- * マニフェストは**排出事業者自らが交付しなければなりません。**
- * マニフェストは産業廃棄物の引き渡しと同時に、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。
- * マニフェストの写しは5年間保管しなければなりません。

3. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例

記入例 1 (工場等)

化学工業の事業を行っている株式会社〇〇兵庫工場が、
 年間に廃油 50 トンを委託処理するのにマニフェスト 25 枚、
 廃酸 10 トンを委託処理するのにマニフェスト 5 枚、
 強酸 (特別管理産業廃棄物) 20 トンを委託処理するのにマニフェスト 14 枚、
 有害汚泥 (特別管理産業廃棄物) 13 t を委託処理するのにマニフェスト 6 枚を交付した場合。

(令和 XX 年度)
 令和XY年6月15日
 者
 住所 大阪府〇〇市〇〇町1-2-3
 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 株式会社〇〇
 兵庫 太郎
 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和35年法律第130号)第15条の2第1項に基づき、令和XX年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

収集運搬業者の所在地ではなく、
 廃棄物の運搬先を記入する。

事業場の名称		株式会社〇〇 兵庫工場				業種	16 化学工業		
事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3				電話番号	×××-××××-××××		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300廃油	50	25	02804△△△△△△	***商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	02824××××××	(株)〇〇産業	
2	0400廃酸	10	5	02814■●●●●●	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	02824〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
3	7100強酸	20	14	02854■●●●●●	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	02874〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
4	7426汚泥(有害)	13	6	02855◎◎◎◎◎◎	◇◇商事(株)	岡山県〇〇市△町123	03384××××××	環境〇〇(株)	

備考
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 2 同一の都道府県(政令市)の区分
 3 産業廃棄物の種類及び委託先
 4 業種には日本標準産業分類の
 5 運搬又は処分を委託した産業
 6 処分場所の住所は、運搬先の住
 7 区間を区切って運搬を委託した

排出量 単位は必ずトンで統一する。
 *排出量が容積 (m³) でしかわからない場合は別表4の換算係数表を使って換算することも可能。
 別表4はあくまでも参考値なので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告する。
排出量 (t) = 廃棄物容積 (m³) × 換算係数 (t/m³)

記入例2 (建設業)

記入例

建設業の事業を行っている株式会社◎◎建設兵庫支社(住所:兵庫県■■■市99-9)が、
 ○○ビル(住所:兵庫県○○市○○町1-2-3)の建設工事を行い、
 建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類の混合物)25トンを委託処理するのにマニフェスト8枚、
 がれき類118トンを委託処理するのにマニフェスト10枚、
 がれき類2トンを委託処理するのにマニフェスト1枚、
 がれき類(石綿含有産業廃棄物)1tを委託処理するのにマニフェスト1枚を交付した場合。

年度)

令和XY年6月15日

■■■町99-9

名称及び代表者の氏名)

建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の名称、住所を併記し、連絡先を記入。

株式会社◎◎建設兵庫支社

電話番号 ○○○-×××-△△△△

第7項の規定に基づき、令和XX年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	○○ビル建設現場 (株式会社◎◎建設兵庫支社)				業種	06 総合工事業			
事業場の所在地	〒○○○-○○○○ 兵庫県○○市○○町1-2-3 (兵庫県■■■市■■■町99-9)				電話番号	×××-××××-××××			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	2020建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	2804△△△△△△	***商事(株)	兵庫県○○市△町1-1	2824××××××	(株)○○産業	
2	1500がれき類	118	10	2814■■■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県○○市△町123	2824○○○○○○	(株)○○エコ	
3	1500がれき類	2	1	2815◎◎◎◎◎◎	◇◇サービス(株)	岡山県○○市△町123	3324××××××	環境○○(株)	
4	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)								

一体不可分である建設系混合廃棄物の場合は、混合廃棄物種類(2010安定型のみ、2020管理型含む)を選択し、さらにその混合廃棄物の種類内訳を記入。

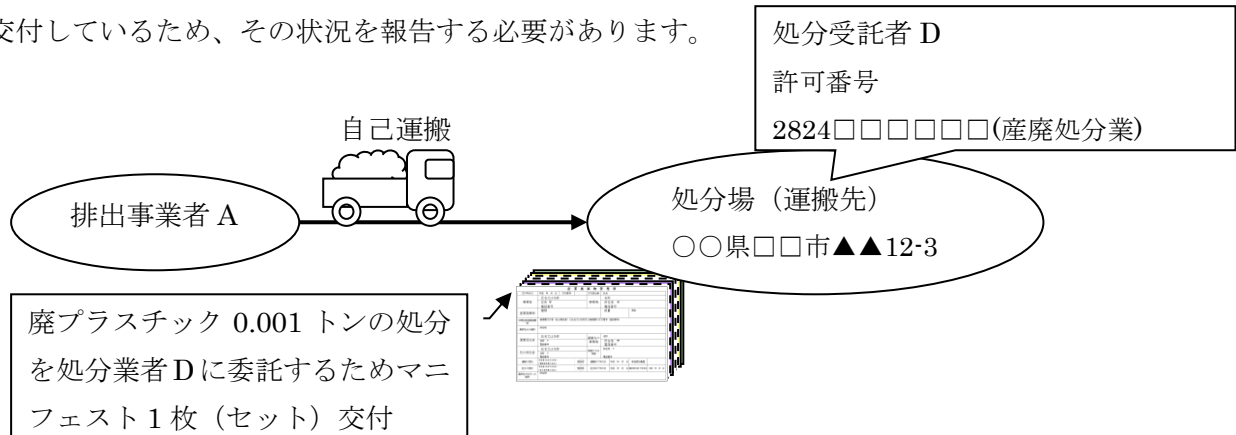
備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付された管理票に基づき、排出量、枚数を記入すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物がある場合は、石綿含有産業廃棄物の種類を記入すること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は、運搬先の住所を記入すること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が複数ある場合は、区間ごとに記入すること。

石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの)の場合は石綿含有産業廃棄物(2410~2470)から選択し記入。

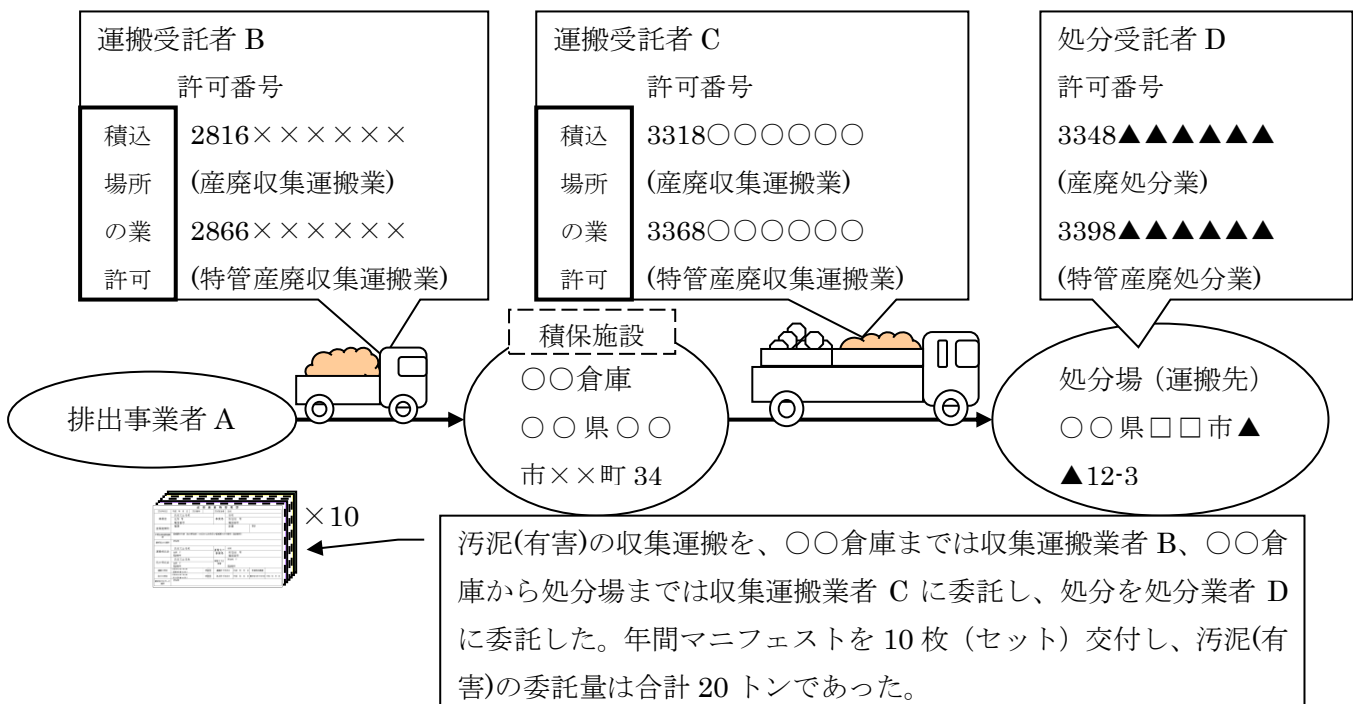
記入例 3 (自ら運搬した場合)

自己運搬についてのマニフェスト交付はありませんが、処分を委託した場合はマニフェストを交付しているため、その状況を報告する必要があります。



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0800 廃プラスチック類	0.001	1		自己運搬	〇〇県〇〇市 ▲▲12-3	2824□□□□□□	処分受託者 D	

記入例 4 (区間を区切って 2 以上の収集運搬業者に委託した場合)



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	7426 汚泥 (有害)	20	10	2866××××××	運搬受託者 B	〇〇県〇〇市 ××町 34			
1				3368〇〇〇〇〇〇	運搬受託者 C	〇〇県〇〇市 ▲▲12-3	3398▲▲▲▲▲▲	処分受託者 D	

*業者によっては複数の許可番号を持っている場合がありますので委託契約書で確認してください。上記の場合は特別管理産業廃棄物 (特管産廃) を委託したので、特別管理産業廃棄物の処理業許可番号を記入する。

4. 提出先及び問い合わせ先

産業廃棄物の排出場所により、報告書の提出先が異なります。下の表をご覧くださいの上、提出先をご確認ください。

また、複数の場所から産業廃棄物を排出した場合は、報告書の提出先ごとに報告書を作成し提出する必要があります。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市への提出分は、宛先が各市長となるなど報告様式も異なります。様式や報告方法などの詳細については、各市へお問い合わせください。

廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神北県民局 環境課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL：0797-83-3146
加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	東播磨県民局 環境課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL：079-421-9313
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局 環境課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL：0795-42-5296
神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	西播磨県民局 環境課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2138
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	但馬県民局 環境課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-26-3651
丹波篠山市、丹波市	丹波県民局 環境課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL：0795-73-3774
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局 環境課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL：0799-26-2072
	兵庫県の環境のホームページ「ひょうごの環境」で検索！	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/ 「お知らせ一覧」に案内を掲載しています。

廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
神戸市	神戸市 環境局 事業系廃棄物対策部	〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階 TEL：078-595-6190 市ホームページから「マニフェスト交付等状況報告」で検索
姫路市	姫路市 環境局 美化部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL：079-221-2405 https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000503.html
尼崎市	尼崎市 経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 TEL：06-6489-6310 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_sanpai/035manihoukoku2.html
明石市	明石市 市民生活局 環境室 産業廃棄物対策課	〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター管理棟2階 TEL：078-918-5784 市ホームページから「マニフェスト交付等状況報告」で検索
西宮市	西宮市 環境局 環境総括室 産業廃棄物対策課	〒662-0934 西宮市西宮浜3-8環境事業部2階 TEL：0798-35-0185 https://www.nishi.or.jp/kotsu/kankyo/sangyohaikibutsu/haikikanri.html

注意1：神戸市の庁舎移転について

神戸市において産業廃棄物を排出した場合は、神戸市が令和元年6月から庁舎移転したことに伴い、提出先・問い合わせ先が変更されていますので、ご注意ください。

注意2：明石市の政令市移行について

明石市において産業廃棄物を排出した場合は、明石市が平成30年度から廃棄物処理法上の政令市に移行したことに伴い、提出先が兵庫県知事宛てから明石市長宛てへ変更されていますので、ご注意ください。

5. 留意事項

電子マニフェストについて

電子マニフェストを使用すると産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出の必要はありません。ただし、事業場で電子マニフェストに加入していても、紙マニフェストを用いて廃棄物を処理した場合は、紙マニフェスト分について報告しなければなりません。

報告対象について

当該報告は、マニフェストの交付状況について報告を求めるものです。

以下の場合についてはマニフェストの交付がないため、報告の対象外です。

1. 事務所からの紙類等、いわゆる事業系一般廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもの
2. 専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した場合
3. 市町が併せ産廃として処理した場合（ただし、運搬を許可業者委託した場合は報告が必要）
4. 法15条の4の2第1項に規定する再生利用認定を受けた処理業者に委託した場合
5. 法15条の4の3第1項に規定する広域認定を受けた処理業者に処分を委託した場合

罰則について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

関係法令

廃棄物処理法 第12条の3第7項	管理票交付者は環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 (令第27条に規定する市（政令市）にあつては市長)
廃棄物処理法 施行規則第8条の27	法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第27条に規定する市（政令市）にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

6. 電子マニフェストについて

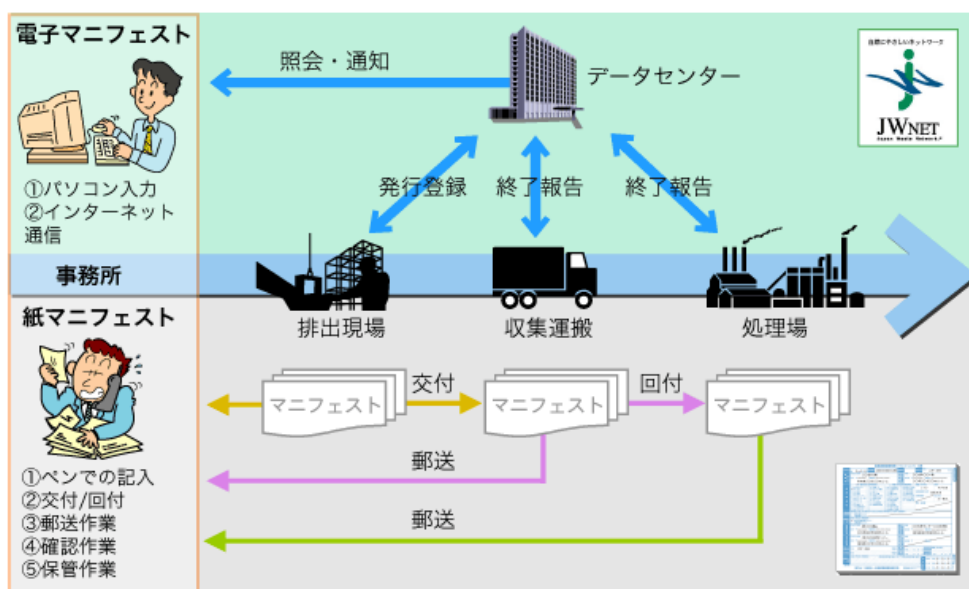
電子マニフェストは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが、廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により、環境大臣から全国で唯一の電子マニフェスト運営主体である「情報処理センター」に指定されて運営しています。

電子マニフェストの仕組み

電子マニフェストとは、紙のマニフェストに代えて環境大臣が指定する情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステムです。

ただし、これを使用するためには、排出事業者、

運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。



電子マニフェストの特徴とメリット

事務処理の効率化

マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録・報告できます。

法令遵守

システムが登録項目の入力を確認し、記載漏れをチェックします。

データの透明性

マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存します。

管理票交付状況の行政報告が不要

電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが報告するため所管行政庁への報告が不要です。

詳細や加入方法等については、電子マニフェストシステムを運用している(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp>)をご参照ください。

一部事業者(前々年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50t以上(PCB廃棄物を除く))において、令和2年度から電子マニフェストの使用が義務化されます。詳細は環境省HPをご覧ください。http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html

	お問い合わせ先
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター	TEL: 0800-800-9023 http://www.jwnet.or.jp/jwnet/